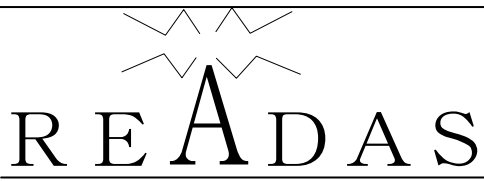


第 4570 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月14日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

骨董品の譲渡

Q：趣味で集めた骨董品を譲渡しようと思います。譲渡価額は100万円です。損失が出ますが、どのような取扱いになりますか？

A：譲渡損は、他の所得と通算することができません。ただし、譲渡価額が30万円以下であれば所得税は非課税です。

【解説】

所得税では、譲渡損失の金額のうち生活に通常必要でない資産に係るものについては、他の生活に通常必要でない資産の所得の金額から控除できるが、その他の所得と損益通算することができないとしています。生活に通常必要でない資産とは、次の資産をいいます。

- ①競走馬(事業用を除く)その他射的的行為の手段となる動産
- ②通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③生活の用に供する動産で所得税が非課税とされる次のものに該当しないもの
 - ・生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの(一個又は一組の価額が三十万円を超えるものに限る)以外のもの
 - イ. 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
 - ロ. 書画、骨董及び美術工芸品

